

平成22年12月22日

当座預金取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」等の一部改正について

今般、日本銀行では、「現金授受事務の担い手の拡大」にかかる取扱い（日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を警備輸送会社等にまで広げること）を、日本銀行の支店および寄託券保管店において実施するほか、これを機に、取引先金融機関等が遵守すべき現金の整理方法等について、いわゆる「現金受払ルール」の枠組みにおいて従来から規定されている内容を含め、一層の明確化を図ることとし、これを平成23年1月4日に開始することとしました。

つきましては、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」（以下、「勘定店細則」といいます）および「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」（以下、「引換え手続」といいます）の一部を別紙1および別紙2のとおり改正し、同日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の勘定店細則および引換え手続につきましては、実施日に、日本銀行ホームページの「日本銀行関連サイト」－「業務上の事務連絡」－「現金受払事務等関連」(<http://www5.boj.or.jp/hakken/hakken.htm>)に掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」中
一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。

2. 現金の受入

(2) 受入時の現金の整理および施封の方法

現金の整理に当たっては、流通に適さない赤丸券、損券および損貨を分別して
ください。受入時の具体的な現金の整理および施封の方法については、別紙1に
従ってくださいのとおりです。

~~なお、以下のイ. およびロ. の現金については、引換依頼を行ってください。
また、以下のハ. の現金については、引換依頼を行って頂いて差支えありません。~~

イ. }
ロ. } 略（不変）
ハ. }

なお、現金として偽造または変造されている疑いがあるものを発見した場合には、
可能な限り入手経路を特定したうえで、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに
関する取扱手続」に定める鑑定依頼を行ってください。

- 4. (1) および (6) ハ. を横線のとおり改める。

4. 留意事項

(1) 現金受払事務の委託

取引先は、「~~日本銀行本店における現金授受事務の委託に関する基準~~」1. に定
める者（~~ただし、勘定店が支店の場合は、取引先金融機関等の全額出資子会社に限
る。~~）に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡にかか
る事務を委託することができます。

取引先は、同者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に
定める書式により勘定店に願い出てください。

(6) 大袋用の袋の貸与

ハ. 返却に当たっては、内部に貨幣等の残留物がないことを十分点検したうえ、再
使用が可能なものと不可能なものとの分別して持ち込んでください。日本銀行は、
返却頂いた袋内部の残留物およびこれにより生じた損害等については一切責任
を負いません。

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

○ 8. (1) を横線のとおり改める。

8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱

(1) 現金として偽造または変造されている疑いがあるものを日本銀行に鑑定依頼として持ち込む場合には、可能な限り入手経路を特定したうえで、以下により対応してください。なお、鑑定には相当の時間を要する可能性がありますので、ご注意ください。

イ. 略（不変）

ロ. 持込日には、鑑定申込書を添えて所定の窓口へ提出してください。なお、その際に入手経路等をお伺いすることがありますので、~~ご協力頂きますようよろしく~~ ~~お願いします。~~

ハ. }
イ. } 略（不変）
ニ. }